

## 【労務】長時間労働が疑われる事業場に対する令和元年度の監督指導結果

厚生労働省から、「長時間労働が疑われる事業場に対する令和元年度の監督指導結果」が公表されました。これは、令和元年度（平成31年4月から令和2年3月までの間）に、長時間労働が疑われる32,981事業場に対して実施された労働基準監督署による監督指導の結果を取りまとめたものです。令和元年度は、監督実施事業場のうち78.1%の事業場で、労働基準法などの法令違反が認められました。平成30年度は、69.6%の事業場で法令違反という結果でしたので、若干増加してしまっただけです。

詳しくは下記をご覧ください。

<http://www.asuka-sr.or.jp/Topics/pdf/201008-01.pdf>

参照ホームページ[厚生労働省]

<https://www.mhlw.go.jp/content/11202000/000667303.pdf>

## 【労務】11月は「過労死等防止啓発月間」です

厚生労働省では、11月を「過労死等防止啓発月間」と定め、過労死等をなくすためにシンポジウムやキャンペーンなどの取組を行います。この月間は、「過労死等防止対策推進法」に基づくもので、過労死等を防止することの重要性について国民の自覚を促し、関心と理解を深めるため、毎年11月に実施しています。

月間中は、国民への周知・啓発を目的に、各都道府県において「過労死等防止対策推進シンポジウム」を行うほか、「過重労働解消キャンペーン」として、長時間労働の是正や賃金不払残業などの解消に向けた重点的な監督指導や、一般の方からの労働に関する相談を無料で受け付ける「過重労働解消相談ダイヤル」などを行います。

詳しくは下記をご覧ください。

<http://www.asuka-sr.or.jp/Topics/pdf/201008-02.pdf>

参照ホームページ[厚生労働省]

[https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage\\_13557.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_13557.html)

## 【経営】中小企業成長促進法 10月1日に施行

2020年9月15日、第201回通常国会において成立した「中小企業の事業承継の促進のための中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律等の一部を改正する法律」（中小企業成長促進法）を施行するための関係政令が閣議決定されました。これを踏まえ、同法は一部を除き、令和2年10月1日に施行されます。中小企業成長促進法は、中小企業の廃業を防ぐとともに、中小企業が積極的に事業展開を行い、成長できる環境を整備するために、経営者保証の解除支援、みなし中小企業者特例、海外展開支援、計画制度の整理など、必要な措置を講ずるものです。

詳しくは下記をご覧ください。

<http://www.asuka-sr.or.jp/Topics/pdf/201008-03.pdf>

参照ホームページ[経済産業省]

<https://www.meti.go.jp/press/2020/09/20200915005/20200915005.html>

※ 掲載記事に関してご質問等がございましたらお気軽にご連絡ください。

人といきる



千代田区飯田橋 1-8-10 キャッスルウェルビル 8階  
あすか社会保険労務士法人  
TEL03-3511-3524 FAX03-3511-3525  
E-mail [info@asuka-sr.or.jp](mailto:info@asuka-sr.or.jp)  
HP <http://www.asuka-sr.or.jp/>